

RIDGE CORP. v. KIRK NATIONALEASE CO.事件、上訴番号 2025-1254 (CAFC、2026年7月13日)。Dyk裁判官、Mayer裁判官、Taranto裁判官による審理。オハイオ州南部地区地方裁判所(Marbley裁判官)の判決を不服としての上訴。

背景:

Cold Chain, LLC社(以下、Cold Chain社)は「断熱オーバーヘッドドア(an insulated overhead door)」についての特許を所有している。Ridge Corporation社がこの対象特許の独占的实施権者となった。Ridge Corporation社およびCold Chain社(「原告ら」)は暫定的差止命令(preliminary injunction)を求める申し立てを提出した。地方裁判所はこれを認め、被告らに対し、被疑侵害製品であるロールアップドアおよび対象特許を侵害するその他のドアを販売することを差し止める命令を出した。被告らはこれを不服として上訴した。

争点/判決:

地方裁判所が、原告らに対し暫定的差止命令の救済(preliminary injunctive relief)を認めたことは誤りであったか。然り、原判決は覆され、差し戻しとなった。

審理内容:

CAFCは、地方裁判所が暫定的差止命令を認めたことにより裁量権の濫用があったか否かを審査した。その上で、暫定的差止命令は、以下の4つの条件が差止救済(injunctive relief)を支持する状況を原告が立証できる場合にのみ認められ得るとした: (1) 本案において勝訴する可能性が高いこと、(2) 暫定的差止命令の救済がなければ回復不能な損害(irreparable harm)を被る可能性が高いこと、(3) 衡平の比較(balance of equities)において原告に有利であること、そして(4) 差止命令が公益にかなうことである。

まず、CAFCは、被告らが侵害について実質的な質問(substantial question)を提示したか否かを検討した。特に、今回争点となっている3つのクレーム限定について検討し、そのいずれについても、被告らが実質的な質問(substantial question)を提示したことに同意した。例えば、主張クレームには「断熱オーバーヘッドドア(insulated overhead door)」が必要である。被告らは、自社の被疑侵害製品であるドアには発泡材が使用されているが、断熱ドアとして意図されたものではないと主張した。さらに被告側の専門家は、業界では一般貨物用と断熱用の両方のロールアップドアが存在すると説明した。CAFCは、この専門家の見解および「断熱(insulated)」が「断熱オーバーヘッドドア(insulated overhead door)」の必要な特徴であるという事実を考慮して、侵害について実質的な質問(substantial question)が存在するとした。

それから、CAFCは、差止命令の救済(injunctive relief)がなければ原告らが回復不能な損害(irreparable injury)を被る可能性が高いとした地方裁判所の結論について検討した。原告らは、被告らによる侵害の疑いがある行為が原因で、自社のドアを値下げして販売せざるを得なかったと主張したが、CAFCは、その値下げと当該侵害の疑いがある行為との間に因果関係はないとした。原告らは差止命令の救済(injunctive relief)発令の前にはドアを一切販売しておらず、発令後には市場を独占していた。従って、CAFCは、当時、被告らが原告らのドアの価格を低下させていたとは考えられないとした。さらに、原告らは、被告らが被疑侵害製品であるドアについて係属中の特許出願の対象であると誤った説明を行い、原告の取引関係を(すなわち、ロイヤリティの損害賠償を脅かすレターを送付することにより)妨害したと主張したが、原告らは、そのような行為が再発する可能性が高いという証拠を提示することはできなかった。

CAFCは、原告らが最初の2つの条件を満たさなかったため、地方裁判所が差止命令の救済(injunctive relief)を認めたことにより裁量権の濫用があったとした。